

通所介護の介護保険サービスと新しい総合事業の取り扱い

	介護保険サービス		新しい総合事業	
	通所介護	予防通所介護	現行相当サービス	通所型Aサービス
同一場所での同時提供	介護保険サービスと新しい総合事業の間では可能			
食堂及び機能訓練室必要面積	介護保険サービスと新しい総合事業間の同時最大定員 × 3㎡ ※1			
サービス提供の内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス			入浴、排せつ、食事等の 介助を行わないサービス
提供にあたる職員の区分	介護保険サービスと新しい総合事業間では区分しない			
利用定員	介護保険サービスと現行相当サービス間では区分しない			他と区分する
人員基準	介護保険サービスと現行相当サービス間では区分しない			他と区分する

※ 市の独自基準以外の基準は、(旧)指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準によること。

※1 利用定員の(例): 認可定員は「通所介護」「予防通所介護」20名、食堂及び機能訓練室の面積70㎡の場合

- ・ 「通所介護」「予防通所介護」「現行相当サービス」を合わせて20名(20名 × 3㎡)
- ・ 「通所介護」「予防通所介護」「現行相当サービス」を合わせて20名、別に「通所型Aサービス」で3名【(20名 + 3名) × 3㎡】